（令和8年度大分県事業）

大分県正社員化促進支援奨励金のご案内

大分県正社員化促進支援奨励金は、
国の「キャリアアップ助成金」と一体となって、
非正規雇用労働者、障がい者の正社員化（賃上げ）を
行う中小企業等の取組を支援する制度です。

・国の「キャリアアップ助成金（正社員化コース、障害者正社員化コース）」
に上乗せ支給

・就職氷河期世代※を正社員化
した場合は基本支給額をさらに加算



※ 就職氷河期世代：昭和43年4月2日～昭和63年4月1日までの間に生まれた方

キャリアアップ助成金（国）		大分県正社員化促進支援奨励金		国と県の支給額合計
コース・支給額（中小企業）		基本支給額	就職氷河期世代加算額	
正社員化コース	40～80万円	5万円	5万円加算	最大90万円
障害者正社員化コース	45～90万円	5万円	5万円加算	最大100万円

（支給額、加算額は一人あたりの金額）

国の制度概要（キャリアアップ助成金）

◆正社員化コース、障害者正社員化コース
・賃上げ（3%以上）を行い、有期雇用労働者等を正社員化（昇給、賞与又は退職金等を適用）後、6か月以上雇用した事業主に対して支給される

※キャリアアップ助成金の詳細は大分労働局助成金センターにお問い合わせください。

◎奨励金制度の詳細は、大分県ホームページで
必ずご確認ください。

こちらからチェック



支給の要件等はウラ面へ

申請・問い合わせ先：
大分県商工観光労働部　雇用労働室（県庁本庁舎７Ｆ）
TEL:097-506-3341　E-mail:a14330@pref.oita.lg.jp

（令和8年度大分県事業）

奨励金の主な支給要件



その他にも支給要件がありますので、必ず要綱をご確認ください。

◎ 厚生労働省の「キャリアアップ助成金」（正社員化コース、障害者正社員化コース）を受給したこと

※正社員転換等の実施前に、キャリアアップ計画書を作成し、大分労働局へ提出する必要があります

※キャリアアップ計画に基づき、令和6年4月1日以降に正社員転換等を行い、令和7年4月1日以降に正社員化コース等の支給決定通知を受けていること（1期、2期どちらでも可）

◎ 大分労働局管内に雇用保険適用事業所があること

◎ 就職氷河期世代の加算の対象者は、昭和43年4月2日～昭和63年4月1日の間の生まれとする　等

奨励金申請の流れ



START

大分労働局へキャリアアップ計画書作成・提出

正社員転換等の実施

6か月正社員として継続雇用後（第1期）

1年正社員として継続雇用後（第2期）

キャリアアップ助成金

大分労働局助成金センターへ支給申請

キャリアアップ助成金

大分労働局助成金センターで支給決定

県へ支給申請（原則オンライン申請）

申請は右下のQRコードから

GOAL

県で奨励金を支給決定



申請期限は令和9年2月26日（金）です。

▼国の「キャリアアップ助成金」に関するお問い合わせはこちら▼

大分労働局助成金センター　TEL：097-535-2100

奨励金の申請書類

- 大分県正社員化促進支援奨励金 支給申請書兼請求書（様式第1号）
  ※オンライン申請をすることで様式第1号の提出を省略できます
- 誓約書（様式第2号）
- 「キャリアアップ助成金」正社員化コース等の支給決定通知書の写し
- 「キャリアアップ助成金」正社員化コース等の支給申請書（様式第3号：第1面、別添様式1-1、1-2）の写し
- 受取口座が確認できる通帳等の写し（表紙の裏の見開きページの写し）

◎奨励金の申請についてはこちらから→



雇用LL① R081030

事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金のご案内（令和８年４月８日）

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいます。）といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

正社員化支援

正社員化コース

有期雇用労働者等を**正社員化**（※）した場合（1人当たり）

※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。
正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。

※ 新規学卒者で雇入れ日から起算して雇用期間が1年未満の者については支給対象外となります。

	中小企業の助成額		大企業の助成額	
	重点支援対象者 ★	左記以外	重点支援対象者 ★	左記以外
①有期 → 正規	80万円	40万円	60万円	30万円
②無期 → 正規	40万円	20万円	30万円	15万円

★ 以下a～cのいずれかに該当する者
a.雇入れから3年以上の有期雇用労働者
b.雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
c.派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者
※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算
1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）
※ 多様な正社員制度（注）を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算（注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上）
1事業所当たり40万円（大企業の場合、30万円）
※正規雇用労働者への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイトまたは職場情報総合サイト（しょくばらぼ）に公表した場合に加算
1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を**正規雇用労働者等に転換**した場合（1人当たり）

※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。

	中小企業の助成額	大企業の助成額
① 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合		
有期 → 正規	120万円	90万円
有期 → 無期	60万円	45万円
無期 → 正規	60万円	45万円
② 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者以外の場合		
有期 → 正規	90万円	67.5万円
有期 → 無期	45万円	33万円
無期 → 正規	45万円	33万円

※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。

処遇改善支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の**賃金規定等を3%以上増額改定**し、その規定を適用させた場合（1人当たり）

	中小企業の助成額	大企業の助成額
3%以上4%未満	4万円	2.6万円
4%以上5%未満	5万円	3.3万円
5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円
6%以上	7万円	4.6万円

※「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算
1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）
※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算
1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と**正規雇用労働者との共通の賃金規定**等を新たに規定・適用した場合

1事業所当たり 60万円（中小企業の助成額） 45万円（大企業の助成額）

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に**賞与・退職金制度を導入**し、支給または積立を実施した場合

1事業所当たり 40万円（中小企業の助成額） 30万円（大企業の助成額）

※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円（大企業の場合、12.6万円）

短時間労働者労働時間延長支援コース

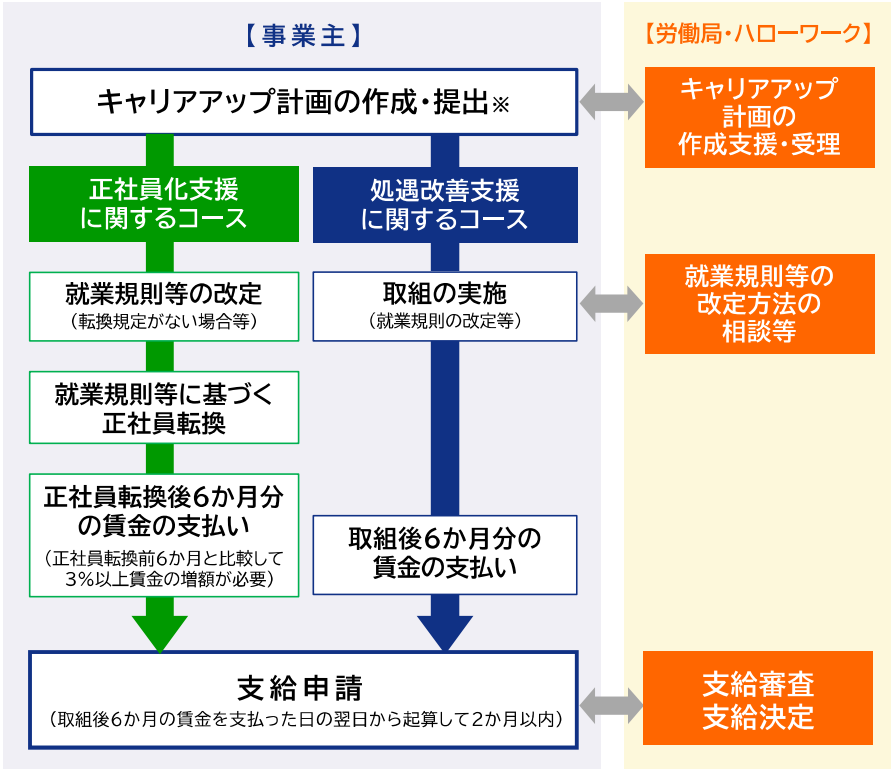
（1年目の取組）
短時間労働者に右の①～④のいずれかの取組を行った場合（1人当たり）

（2年目の取組）
1年目の取組後、短時間労働者に右の①②のいずれかの取組を行った場合（1人当たり）

	労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業	中小企業	大企業
1年目	①5時間以上	―	50万円	40万円	30万円
	②4時間以上5時間未満	5%以上			
	③3時間以上4時間未満	10%以上			
	④2時間以上3時間未満	15%以上			
2年目	①労働時間をさらに2時間以上延長	―	25万円	20万円	15万円
	―	②基本給をさらに5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

キャリアアップ助成金申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては、各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



※　計画の提出（支給申請）は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

- 支給要件の詳細や助成上限（人数・回数等）については、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。パンフレット、申請様式、Q&A等も掲載しています。
- 正社員化コース、障害者正社員化コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計金額です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください

キャリアアップ助成金　検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

厚生労働省
キャリアアップ助成金

厚生労働省　都道府県労働局・ハローワーク